

中村学園大学(含む短期大学部)研究費監査手続に関する細則

平成29年4月1日

制定

(目的)

第1条 この細則は、中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究費の適正管理・運営に関する規程（以下「研究費適正管理規程」という。）第8条に規定する研究費の監査実施の手続きに必要な事項について定める。

(監査区分)

第2条 研究費監査を次のとおり区分する。

- (1) 科学研究費助成事業に対する通常監査
- (2) 科学研究費助成事業に対する特別監査
- (3) 科学研究費助成事業を除く研究費に対する一般監査

(監査対象)

第3条 前条各号に定める監査の対象は次のとおりとする。

- (1) 通常監査

科学研究費助成事業の交付を受けている研究課題数の概ね10%以上を対象とし、その抽出は研究費監査部門が無作為に行う。

- (2) 特別監査

科学研究費助成事業の交付を受けている研究課題の支出内容に応じ、課題数の概ね10%以上を対象とし、その抽出は研究費監査部門が無作為に行う。

- (3) 一般監査

科学研究費助成事業を除く研究費を対象とする。

(監査方法)

第4条 研究費監査は、年1回以上実施することとし、研究費監査部門が行う。

2 監査方法は次のとおりとする。

- (1) 通常監査

各種申請書・証憑等の書類確認により監査する。監査の結果、研究費の執行状況に疑義が生じた場合は、研究代表者、取引業者等関係者、その他研究費監査部門が必要と認める者へのヒアリングを行うことができる。

- (2) 特別監査

各種申請書・証憑等の書類確認に加えて、物品の納品確認、出張内容の確認、非常

勤雇用者の勤務実態等の事実確認を行い、より詳細に監査し、体制の不備の検証も行う。監査の結果、研究費監査部門が必要と判断した場合は、研究代表者、取引業者等関係者、その他研究費監査部門が必要と認める者へのヒアリングを行うことができる。

(3) 一般監査

通常監査及び特別監査に準じて行う。

- 3 研究費監査部門は、監査内容に応じて、担当以外の教職員を指名し、専門的な意見を徴収することができる。

(結果報告)

第5条 研究費監査部門は、監査結果を最高管理責任者に報告するものとする。

- 2 研究費監査部門は、監査結果を常勤監査役及び監事又は公認会計士に報告し、意見交換を行う。

(改善是正の措置)

第6条 最高管理責任者は、改善又は是正の必要があるものについては、研究費適正管理委員会(以下「委員会」という。)において公表する。委員会は、運営管理の見直しを行い、コンプライアンス推進責任者を通じて関係者に運営・管理の改善を指示するものとする。

- 2 前項の措置を求められたコンプライアンス推進責任者は、直ちにその措置を取り、委員会に報告しなければならない。

附 則

この細則は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この細則は、令和元年7月1日より施行する。